

第3回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成26年3月12日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田由美、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、教育センター所長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人 2 人	
非公開・一部公開 の場合は、その理由	第11号議案、報告事項第1号及び報告事項第2号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>1 第11号議案 臨時的任用幼稚園教員（産休代替）の採用について</p> <p>2 協議事項第1号 平成26年度 中学校入学式の祝辞について</p> <p>3 報告事項第1号 臨時職員の任免</p> <p>4 報告事項第2号 臨時職員の任免</p> <p>5 報告事項第3号 インフルエンザ様疾患による区立学校の臨時休業状況について</p> <p>6 報告事項第4号 目白小学校と池袋本町小学校の通学路について</p> <p>7 報告事項第5号 目白小学校改築の進捗状況について</p> <p>8 報告事項第6号 豊島区いじめ防止対策推進条例策定委員会の進捗状況について</p> <p>9 その他</p>	

渡邊委員長)

皆さんこんにちは。ただいまより、第3回教育委員会定例会を開催させていただきます。開会に当たりまして、昨日、3年前の3月11日が東日本大震災の日ということで、区を挙げて被災者に対して冥福を祈ったところではありますが、教育委員会といたしましても、被災された方々、児童生徒も多数犠牲になっておりますので、皆さんのご冥福をお祈りしたいと思います。開始に当たって1分間、黙禱をお願いします。それでは、黙禱。

(黙禱)

渡邊委員長)

おなおりください。ありがとうございます。

それでは、本日は傍聴の方が2名いらっしゃいますので、先に人事案件から進めていきたいと思ひます。

(1) 第11号議案 臨時的任用幼稚園教員(産休代替)の採用について

<教育指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第11号議案了承)

(3) 報告事項第1号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第2号 臨時職員の任免

<教育センター所長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 協議事項第1号 平成26年度中学校入学式の祝辞について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま、来年度の中学校入学式の祝辞を読んでもいただきました。

この件に関しまして皆さんのご意見を伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。

三田教育長)

提案があります。「現在は過去と未来を結ぶ交差点である」という部分に鍵括弧を付けて、さらに「現在は」の後に読点を入れ、「ということを胸に刻んでほしい」とつなげるのはいかがですか。あとは、全体的に文章の流れがよくなっていると思ひます。このあと、印刷したり巻紙を折ったりといった作業もありますので、できれば今日、完成させていた

だきたいです。先生方で、なにか気がついたことがあれば言っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

渡邊委員長)

「現在は、過去と未来を結ぶ交差点」を鍵括弧で、であるということを胸に刻んでほしい、ですか。

三田教育長)

「である」まで鍵括弧で囲み、「ということ」をその後に付け足します。考え方としては、本区の小中連携プログラムの重要な骨格である、学校生活の9年間は学びや育ちの連続性が大事であるといった考え方のもと、小学校生活は過去に当たり、中学は現在で、未来の自身の進路がキャリア教育とともにあって、それらを眺めてほしいという趣旨でこういう言葉を使ってほしいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。先生方、いかがでしょうか。

菅谷委員)

少し先のところ、「小学校で過去に培ってきた能力や経験を基に学び、鍛え、未来に向かって自分の生き方や就きたい仕事を目指す」のなかの「目指す」という言葉は、「生き方」にもかかってくるわけですね。「自分の生き方や就きたい仕事」という二つが主語になっているわけですね。その生き方を目指すという言葉がしっくりこない気がします。

三田教育長)

表記の問題ですね。

渡邊委員長)

「目指す」がおかしいですかね、別の言葉にしてみるのはどうですか。

嶋田委員)

「仕事について考える」はどうでしょうか。

三田教育長)

シンプルでいいですね。様々な課題に挑戦するということを踏まえれば、「考える」という表現がしっくりきます。

渡邊委員長)

自分の生き方や就きたい仕事について考え、様々な課題に挑戦するということですか。

三田教育長)

「挑戦する」の後に読点を入れ、「正に過去に学んで未来を見通す大切な時期です。」とつなげると、すっきりしますね。

渡邊委員長)

千馬先生は、ほかになにかありますか。

千馬委員)

文字の修正をしていただきたいと思います。

渡邊委員長)

嶋田先生は、なにかありますか。

嶋田委員)

私も菅谷先生が指摘された部分が気になっていました。

渡邊委員長)

ありがとうございます。小学生から中学生に切り替わるという大事な時期に贈る言葉として、大変いい内容だなと思います。そうしましたら、先ほどの鍵括弧の部分と、今の「目指す」という部分の訂正をしていただきます。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(5) 報告事項第3号 インフルエンザ様疾患による区立学校の臨時休業状況について

<学校運営課長 資料説明>

渡邊委員長)

今年インフルエンザが大変に流行しました。今年の傾向は、新聞やテレビの報道では、型が定まらない、予防接種をしてもなかなか効果が得られないというようなことも言われていました。学校の状況は、ただ今ご報告いただいた通りですけれども、確かに、子どもがインフルエンザにかかる可能性というのは、学校内というより、どちらかというところと土曜、日曜日の様々なクラブ活動や他校との交流などで感染するというような傾向にあると思います。子どもたちは、「流行していますよ」と言うと、マスクをつけますし、「手洗い、うがいをしなさい。」というのは各学校で指導していただいています。

学校運営課長)

今ご指摘いただいたとおり、各学校において感染予防の徹底をしております。この数年は特に徹底していて、手洗いやうがい、咳エチケットの励行も当然にあります。加えて、学校運営課では感染予防対策としてマスクや消毒液、泡石鹸などの配布をしています。それらの補充などについても毎年予算をとって、学校側で不足が生じないよう対応しているところです。

三田教育長)

これからの子どもの健康については、家庭でできる予防的な対策というのを重視していかなければいけないと思います。例えばうがいや手洗い、歯磨きなどをしっかりとやっている学校とそうでない学校とを比較するなど、学級閉鎖がなかった学校はどういった努力をしているのか等、学校運営課に集約してもらいたいと思います。

学校歯科医師会によると、うがいと歯磨きをしっかりと行なうことで、口腔の衛生が保たれるとのことでした。情報を集約して、対策の結果や効果が確認できたところと、そうでないところ、つまりは対策が不十分であるためにどのような疾患が出たのかなど、そのようなところを一つひとつ考察する必要があると思います。

他にも、PTAや家庭にも協力をお願いして、例えば、学校の様々な集会は体育館などで行われるわけですが、これを校内放送で行うなどの工夫をした学校や、相変わらず同じ

ように集合させている学校があるのかも調べてほしいと思います。

具合の悪いときは外出を控え、家の中で暖かくして過ごすとか、学校を通じて呼びかける必要があるのではないのかと思います。そうしたことを行ないながら、家庭と学校が一体となって、予防的なことに目を向けて健康な体を維持していくということを習慣化していく、そういう取り組みをお願いしたいと思います。これらに関して、何かデータがあれば教えてください。

学校運営課長)

ご指摘いただきました、うがいや咳エチケットなどについては、すでに様々な励行をしているところですが、学校の状況と今回の学級閉鎖や学年閉鎖の相関関係などのデータはまだございません。今後、ご指摘いただきました歯磨きとインフルエンザの状況などを集計していきたいと思っています。また、予防を重視するという点に関しても、今後各学校にどのような形で啓発していけるのかなどについて検討していきたいと思っています。

三田教育長)

それらの蓄積されたデータを問題解決に役立てていくということが、効果的な指導につながるのではないかと思います。よろしくお願いします。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

菅谷委員)

ご存じだと思いますが、学校では、もともとインフルエンザのワクチンの集団接種をしていました。1997年ごろだったと思いますが、予防接種は意味がないというような論文が、群馬県において発表され、学校の予防接種が中止されたことがありました。当時のインフルエンザの発生率と、ワクチン接種をしなくなった最近の発生率とを比較すれば、わかることがあると思います。

ワクチンは課税こそされませんが、費用対効果という点においてはとても大変でした。ワクチンの接種者はおよそ4,000万人いましたが、ワクチン接種を中止し、その2年目には任意接種ですらほとんどやる人がいなくなってしまったのです。当初、医師会ではとりあえず接種しておけばいいのではないかという考えがありました。私は眼科医なのであまり関係ありませんでしたが、小児科や内科の先生たちは、ワクチンを接種すればいいのではないか、どうしてしないのだろうか、という考えは多くあったと思われます。

ですから、そのようなデータを用いて比較できれば興味深い結果が得られると思います。歯磨きやマスク、手洗いなどの基本的な生活習慣が病気の予防になっているという結果につながるのではないかと私は思っています。

学校運営課長)

今、大切なご指摘をいただきました。手元に資料はございませんが、当時の資料を確認したいと思います。ありがとうございます。

三田教育長)

私の孫は豊島区の保育園に入っていますが、そこでもうがい・手洗いを乳幼児期から行なっています。家に帰ってきたら必ず、うがいをして手を洗っています。幼いなりに習慣が身に付いていて、おそらく、区内の保育園では学級閉鎖は起きていないのではないかと思います。親は、子が風邪を引いてしまうと看病などの負担が増えてしまうので、必死で生活習慣を身に付けさせています。だから、公衆衛生の習慣化は大切なことだと思います。進んだ医薬の技術と同時に、日常的な努力が健康を守っているということをしかり子どもころから身に付けていかなければならないと思います。がんに関する教育の場合でも、やはり基本的な生活習慣や食習慣の問題というのは必ず出てくるので、そこは日常を通して身に付けなければいけない課題だと思います。それは教育ビジョンの中でしかりうたっていることなので、「早寝、早起き、朝ご飯」だけではなく、そういう生活習慣全般も、健康で丈夫な体をつくっていくうえで大切であるということだと思います。

嶋田委員)

中学校における学級閉鎖の基準について教えていただけますか。

学校運営課長)

学級閉鎖につきましては、在籍者のおおむね20%程度の発症で検討を始めるということになっております。検討に際しましては、欠席者だけではなくて、発症者数が急に増えているかどうか、ということも基準としていまして、発症者数の推移や、特に当日、前日などにおいて学校内で感染が拡大しているかなど、学校全体の流行状況を十分に把握し、学校医のご意見、地域の流行状況、さらには保健所の助言などを参考にして、教育委員会が学級または学年、学校の閉鎖を決定しています。

嶋田委員)

そうすると、2月7日に巣鴨北中学校の2年2～4組が一斉に学級閉鎖となったのは、前日に2年1組が学級閉鎖となったために、発症者の割合が低いものの予防的にそのような措置をとったという考えでよろしいですか。

学校運営課長)

その通りでございます。

嶋田委員)

わかりました。発症者の割合が低いのにどうしてなのかなと思いました。

千馬委員)

あと、資料の3ページ目にあるインフルエンザについて、ほとんどがB型ということですが、その他はA型ですか。

学校運営課長)

A型です。これにはA1-1、A1-3の二種類がございます。詳しいデータがなくて申し訳ございません。

渡邊委員長)

患者数の推移と、増加の原因が学校の中にあつたかどうか確認していただいて、学校の

衛生指導につなげていただけたらと思います。今年は寒暖差の激しい日が続いたこともあり、それによって体調を崩してインフルエンザを発症したというケースが結構あったのではないかと思います。インフルエンザの予防接種に行くと、「風邪をひいているから」と予防接種ができなくて、発症してしまったという子どももいたという話もあるので、子供たちには衛生管理をしっかりと身に付けてもらうよう指導していただくことは非常に大事なことだと思います。

三田教育長)

加えて、衣服の着脱をこまめに行うとか、強制はできませんが、皮膚を丈夫にするためにもあえて薄着で活動したり乾布摩擦を行ったりなど保健指導の一環として行っていく必要もあるのではないかなと思います。ほかにも、空気の入替えを行うということで休み時間に窓を開けて空気を入れ替えるといったことも感染予防につながると思います。ですから、この時期はとくに教育指導課と学校運営課が連携して、予防的な措置がとれたらいいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。他はよろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第4号 目白小学校と池袋本町小学校の通学路について

<学校運営課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま、目白小学校と池袋本町小学校の通学路についてご説明をいただきました。この件に関して、ご質問等ございましたらお願いします。

意外と、通学路を知らない保護者はいると思います。学校に行くことができればいいという考えや、自分の行きたい道を選んで通学すればいいという考えがあるからだと思います。ただ、定められた通学路を通るということが、子どもたちが安全に登校するための重要な要素の一つということになると思いますので、通学路を周知、理解していただくことが大切です。

学校運営課長)

ご指摘のとおりでございます。池袋本町小学校におきましては、入学のしおりとして、通学路の地図をお配りして、非常に熱心に周知しています。各児童についても、保護者からどういう通学路で登校しているのか、学校で把握するようにしております。

三田教育長)

通学路になっているところというのは、例えば、スクールゾーンで指定されている道路にはそれとわかる表示、また、電柱等には学校の通学路であるという「文」の字の表示がそれぞれあります。これらはどの学校でも、ここが通学路であるというように認識はされているのですか。

学校運営課長)

はい。ご指摘いただいた通り電柱等に表示がされてございます。

三田教育長)

学校ごとに通学路は異なると思いますが、現在ではGPSを用いた地図があるので、学校のホームページでそのような地図を使用して、学校はここにありますということがわかるようなサービスを始めた方がいいのではないかと思います。定められた通学路を通らないと、さまざまな問題が引き起こされてしまうということを、情報提供していく必要があります。やはり、怪我などの事故が発生したときに通学路を通っていないということになると、保護者の責任が問われるだけでなく、学校側も指導上問題があるとして責任を問われます。区民向けに、このようなサービスを充実させていけたらと思います。

学校運営課長)

ただいまご指摘をいただきましたホームページの活用というのは、いろいろな分野で、現在、検討しております。ホームページも、小、中学校においてこの2年間で新しいものを導入しておりますので、これから取り組んでまいりたいと思います。

渡邊委員長)

ほかによろしいですか。

では、私のほうからひとつ。日本は春と秋にそれぞれ1週間ほど、交通安全運動をしています。このようなイベントこそ、アピールするいいチャンスだと思います。中学校にはないと思いますが、小学校の場合には、その期間、保護者等が旗持ちを重点的に行っていることもあるので、そういうときに改めて通学路を守りましょうというような声掛けや、朝会での話、またはプリントの配布もいいと思います。何かそういう形でアピールし、継続していくことが、交通安全の意識を高めていくにはとても重要なことだと思います。

学校運営課長)

春と秋の交通安全対策がございまして、その辺は各課と連携いたしまして、効果的な対策、周知を検討してまいりたいと思います。

三田教育長)

あと、交通事故は生命に係わるという点で怖いですが、同じく怖いのが人で、今年是不審者が多かったように感じます。危機管理課や警察からメールで情報が入ってきますが、すぐに教育指導課で対応していただいています。やはりこれは連携して、そういう不審者が現れた場所を地図上に落としてみる。実際に現場へ行ってみて、周辺が暗いとか、危険を予知しにくいような場所があるとかということも、常に気を配っていかなければいけない。しかし、学校の先生は忙しいので、地域に出てそういうことをやるのは難しいと思います。

だから、たまには日にちを決めて保護者と一緒に安全点検をするとか、子どもたちと集団下校をするとき、通学路のコースをチェックし情報を集めて保護者に情報提供をするなどしていただけると有難いです。一斉に行えば、割と効率的にできると思いますが、意識しないと何もできないと思います。また、自転車事故も多く、ヘルメットの着用を推進し

ていますが、着用率は60%ほどで、100%になりません。年度当初や年度途中、年度末にそれぞれ着用率がどの程度だったかなどのデータを見て今後に役立てられたらと思います。今の時代、予算を削減していくという流れがありますが、削減して危険が増してはならない。お金は投入しているけれども、その効果が全然わからないというのは良くないと思うので、できる範囲でいいと思いますが、しっかり効果測定できるような体制を学校にも整えてほしいと思います。

学校運営課長)

今、ご指摘いただきました通学路の点検につきましては、24年度にも全校において緊急の合同点検を実施しました。やはり、その時々で暗い道、または樹木がちょっと出ていて死角になるとか、時期によって、新たな視点から発見できることもあります。その都度その対策はとっております。ですので、学校でも先生方にご協力いただきまして、気付いた点などについてはお知らせしていただいて、道路管理者などとも協力して迅速な対応を今後も努めてまいります。

渡邊委員長)

よろしく申し上げます。子どもたちの安全のためにできる限りのことをしていただいて、効果のある指導をしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

千馬委員)

目白小学校も残すところ4カ月ぐらいです。ぜひ、残された期間を事故のないようによろしく願いしたいと思います。以上です。

渡邊委員長)

安全に十分に配慮していくということでよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第5号 目白小学校改築の進捗状況について

<学校施設課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま目白小学校の改築の進捗状況についてご説明いただきましたが、ご意見等はいかがでしょうか。

菅谷委員)

期日内に竣工するのは様々な悪い条件が重なって難しくなっていますが、いかがですか？

学校施設課長)

校舎棟につきましては2学期に間に合うように、今、万全の体制で工事を進めております。

三田教育長)

目白小学校の竣工の期日がいつであるということが非常に重要だと思っております、次の池袋第三小学校、本町小学校の連携校と工事が続いています。予算特別委員会においても建築費がかさむという状況が報告されていますが、学校を計画的につくっていくためには、やはり基金も活用しなければなりません。

新規拡充事業に関しても位相差顕微鏡は購入しますが、そこまで高額ではありません。学校の改築こそ何十億円と必要になるので、確実に次の学校改築計画に移行できるように、区長部局の施設課と教育委員会事務局の学校施設課が連携し、何度も足を運んでここまでやってこられているという状況です。

そういう中で、事務局ができることはやっているということをご理解いただいて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

渡邊委員長)

一生懸命やっただいていただいているということで、児童が本当に楽しみにしていますし、地域の人々にとっても、いざというときに避難所になるという点で、大変重要な場所であると思います。今後とも竣工が遅れないようによろしくお願ひしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第6号 豊島区いじめ防止対策推進条例策定委員会の進捗状況について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま豊島区いじめ防止対策推進条例策定委員会の進捗状況のご説明をいただき、特に豊島区立学校いじめ防止対策推進基本方針、これの案についても詳細なご説明をいただきました。

委員の皆さんのご意見をお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

菅谷委員)

基本的なことを伺ひたいのですが、このような方針をたてて、いろいろ条例をつくるわけですが、いつごろまでにこれを実行していきたいという目標や行程表は何かありますか。統括指導主事)

方針については、豊島区いじめ問題調査委員会、これは重大事態が発生したときに豊島区長が必要と認めたときに設置するという大きな重要な組織ですが、法律の第30条で義務付けられており、条例と一緒に方針も、という形になると思います。そうすると、どうしても議会での報告と審議が必要になりますので、第二定例会から報告もしくは審議を始め、できれば年度前半には決定できたらと思っています。

渡邊委員長)

ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員)

今、統括のお話を聞いて、納得した部分もありますが、お話を聞いていて、なぜ、これが学校だけに限られることなのかなという考えが私のなかにあります。一緒に学んだり活

動したりする人の選定や、人格や身体などの考えを尊重するという点に関しては、就学前にやるべき一番の課題だと思います。

もちろん事件としてニュースで扱われるのは、小学校と中学校が主であると思いますが、やはり幼・小・中という一つの流れの中で、みんなで考えていくべきではないかということが私の考えです。ですからメンバーの中に園長先生が入っていらっしやらないというのはどうしてなのか、私としてはぜひ伺いたいところです。

統括指導主事)

ありがとうございます。まず、都の基本方針について、資料に記載されておりますので、またご覧いただけたらと思います。

それから、就学前の取り組み、これが非常に重要だということもよくわかります。いじめ防止対策推進法の法律そのものを資料に載せました。第2条、定義のところをご覧いただけたらと思いますが、その中の第2項ですが、この法律において学校とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く）ということになっており、幼稚園は対象外であるということで、主に区立の小中学校ということで位置付けております。

それから第3項では、「児童等」という言い方がありますが、対象としている子どもが学校に在籍する児童生徒ということで、第2項に幼稚園は含まれないということから児童生徒という位置付けになっております。

さらに4番目は保護者と言いますが、一部の児童生徒の親権を行う保護者という位置付けになっておりますので、この法律に則って方針を作成すると、小学校と中学校の子どもたちが対象となるため、今回はこういう形で作成しております。ただ、就学の前の段階でも、人権や人の心を大切にすることなどが重要であるということであれば、幼稚園教育とも連携していくという文言を理念の中に入れることもできると思っております。

三田教育長)

いじめを規定する文章はとても難しく、読んでもなかなかイメージがわかりません。子どももわからないと思いますし、先生も同様で、これがいじめだっから見破ることができない。だから、そこをもっと明確に、わかりやすい言い方をした方がいいと思います。やはりいじめられている側に立って問題解決に当たるということを、スピード感を持ってやらないといけないと感じます。そして、いじめ問題の対応にあたっては、予防的な指導を原則とすることが大切で、予防的な指導ができていれば重篤なことに至らないし、見破れると思えます。

それから、家庭に複雑な事情を抱えているお子さんほど、いじめの問題についてうまく理解ができないまま大人になっていくことが多いと思いますので、予防的教育を積極的にすすめていかなければなりません。それにいじめが起きたときでも、早期発見、早期対応、いわゆる指導する側の反応がよくないと、いくら法律・条例化しても、実行する側が鈍い感覚のままでは、いじめを見逃してしまいます。また、危機対応については、組

織的に対応をしていかなければいけません。例えば緊急の場合はすぐにメールやファクス、電話などを用いて、教育委員会が閉会されているときでも重要事項を共有して、前面に事務局が立って行わなければ、こういう条例もうまくいかないのではないかと思います。

いじめは、しない、させない、許さない、それに生命と人権はとても大事であるし、そしていじめを早期発見、早期対応をすることで、死に至らないよう私たちは努力しなければならないということを、学校や教育委員会、保護者が理解し明確にしていくことがこの条例の一番狙っている趣旨だと思います。

やっといういいことやっといういけないことは明確にして、いじめというのは心身の暴力ですから、暴力を認めるということはあるてはならないということ、子どもたちにわかりやすく語りかけるようなものであるべきだと思います。

そういう点、東京都も非常にシンプルに書いていて良いなと思います。やはり、朋有小学校で用いられた「心のけが」という表現、これは、体のけがは限度を超えてしまったら生命の危機に陥ってしまいますが、ある程度であれば治療することは可能です。しかし、心のけがというのはなかなか癒えない、癒えないどころか、ますます精神的に追い詰められていって死に至らしめられる場合もある。だからこそ心身の暴力は決して許されないということを、幼少期からしっかり教えていかなければならなりません。

ですから、人と人はつながっていることや、人のよさを見つけることなどの大切さを身に付けていくということが重要だと思います。教師も人間というものについて深い洞察ができるように、養成課程から、その後の研修等も含めて、人間観を磨いていくということを行なっていないと、学校は危機的な状況になってしまうと思います。

千馬委員)

いじめ防止対策推進法が出されて、それを具体化していくという作業に入っているということはよくわかりました。資料に、四つの検討課題がありましたが、これらを今後どのように生かしていけるか、これに尽きるのかなという感じがいたしました。

それから、同じ資料に高松小学校と西巣鴨中学校の事例が載っていますが、基本方針なので、それぞれ多少文言の違いはあっても、方向としてはそれぞれ同じであると考えていいですか。

統括指導主事)

校長会等においてやりとりをして、こういった内容については盛り込まなければならない、というところを話し合っ、作成していただいております。

いじめについて区の基本方針が決定したとき、今度はその方針が十分に反映できるようにしていく必要があることから、学校の策定する基本方針の策定指針というものがあった時点で、指針として学校にお示しして、さらに充実を図っていただくというところなんです。ですので、おおむねこういった内容で、小学校、中学校それぞれ策定していると考えております。

千馬委員)

では、基本的にはこういう内容で推移していくということでもいいですね。

それと、先ほど統括指導主事のほうから、いじめ対策の名称が、学校によって違ってくるということで、それについては学校に任せて決定するということですか。

統括指導主事)

今のご質問のとおりで、名称については各校に任せます。

千馬委員)

では、名称については弾力性があると捉えてよろしいですか。

統括指導主事)

はい。

渡邊委員長)

ほかにご質問、ご意見、感想などございますか。

三田教育長)

統括指導主事からも話があったと思いますが、このいじめ防止対策推進基本条例の作成は、3月中に行って、第1期の定例会で提案したかったのですが、東京都が第二回定例会でつくる方針であるということなので、それにあわせて、豊島区でも第二回定例会に上程するとのことでした。ですから、4月から少し時間が経ってしまうので、条例決定とともに即施行というふうようになると思います。しかしそれを待っていると、4月から始まる学校の取り組みに影響を与えてしまうので、学校ではそれぞれ基本方針をつくっていただいております。

統括指導主事)

今、教育長からお話があったとおりで、豊島区においては、2校の例示を出しましたが、基本方針は全ての学校で備えています。それで、新年度に向けてということで方針というものが定まっていけないので、今回の教育課程を出していただく際の補助資料の一つとして、すべての学校に対して年度明け以降に基本方針を提出してもらえるよう指示を出しています。本当は4月1日でそろえていなければならないと思いましたが、4月になると校長先生がかわる学校がありますので、1カ月の猶予期間を設けて、その間で、本当にこれでいいのかということを考えていただき、5月の連休のあたりには、全部の学校からこの基本方針が集まってくるという予定でございます。

それから、文部科学省から東京都の教育委員会を經由して、基本方針を既に定めたかということと、組織を全ての学校に設置したかという調査が来ていますので、豊島区の場合は、自信をもって全ての学校で組織を設置し、方針を設けていますと言えると思います。以上です。

渡邊委員長)

ほかにご質問等がありますか。

なければ、私からよろしいですか。法律が定められたことに基づいて、基本方針を定め、これから先も様々なものを定めていくということですが、いじめは絶対になくならず、解

消してもまた別のどこかで生まれてしまう。ですから、それがいかに早期に把握できるかということが重要であるからこそ、法律が定められた。法律が定められたということは法律を定めなきゃ実行されないのかということだと思います。ですから、法律自体はあくまでスタート段階であって、基本方針等でそれをさらに膨らませていって、より実りのあるものをつくろうということの趣旨というふうに解釈しました。

そういう解釈の上で、加えて実効性がなければ意味がないと思います。大人は読めばわかると思いますが、子どもがわかりやすいようなものを想定した上で、この案をさらに詰めていっていただいて、例えば、第何条に述べられていることはこういうことであると、最近ではQ&Aやイラストなどを用いているものをよく見かけます。例えば、誰々がこんなことされていた、これはいじめかな、こういうのはいじめになるよ、というような、子どもにわかりやすいものを、先々つくっていただけたらと思います。

子どもたちから先生に相談できる環境というのをつくる上で、先生に相談したものの流されてしまった、ということが無いように、「ここに載っている、こういうことが起きています」と話して、先生はそれをきちんと受けとめて行動する。子どもにわかりやすい文章を考えていただいて、豊島区が定めたものはとても有用だと、結果的にいじめが存在しないし、仮に発覚してもすぐ解消するという、先ほどから教育長がおっしゃっていたように、そういう実りのあるものにしていくということがとても大切ではないかと感じました。(統括指導主事)

ありがとうございます。いじめは大人、特に学校の教員だけで防止するのではなくて、やはり子どもたち自身の理解が十分なければ、効果的な防止には繋がらないと思います。いじめはいけないことだ、ということは理解しているが、どういうことがいじめなのかということ、子どもたちと保護者が十分理解しているということが重要ですので、子どもたちの理解の充実と保護者の啓発については、例えばホームページ上でいつも見られる状態にするとか、対策を考えていきたいと思います。

いじめの具体的な内容がどういったものかというのは、実は国が定めた基本的な方針に、冷やかしやかからかい、金品を隠されたり盗まれたりなどの具体例が書かれています。イラストやわかりやすい言葉を用いて説明するようなリーフレット、もしくはポスターといったものを作成し、学校でいつでも見ることが出来る環境をつくることを検討していかなければいけないと考えています。

三田教育長)

このような条例ができると、例えば、いじめ防止月間ということは今も設けていますが、何を行なって、どういう成果があったのかということは必ずしも教育委員会に反映されているわけではありません。やはりそれは反映させるべきだと思います。

さきほどから出ているように、なぜそうなのか、だからこうする、ということ、メッセージ性を持って行うべきだと思います。その結果、いじめを少なく、ゼロに限りなく近づけていきたいです。

やはりいじめは努力すれば減らすことができるということは事実です。我々のなかにも当初は否定的な意見もありましたが、よく考えてみると、いじめというのは無知から起きるものである、ソーシャルスキルの不足から起きてくるものです。こういうことは人を傷つけることにつながるのではないかということ具体的な切り口から学んでいけば、いじめの防止につながると思います。

ただ、これは子どもだけの問題ではなくて、大人自身も考えなければいけないと思います。教員の社会だって

でも、いじめがないとは言えず、様々な問題が起きてきています。だから、いじめというのは大人の問題でもあるし、すべての人に条例について関心を持ってもらうという機会にしていきたいと思います。

渡邊委員長)

他に何かありますか。

菅谷委員)

私も、いじめという問題はなくならないと思っていましたが、いじめ問題を扱うにあたって、最初からいじめ問題はなくならないと決めつけては良くないと思います。対策を講じて、実際にいじめが全くない状態にすることは難しいかもしれませんが、少なくともスタートラインにおいてはそうは思わず、いじめをなくそうという意思を持って取り組んでいくということが必要だと思います。

この条例を見ていると、いじめた人を具体的にどうやって復帰させるかというような部分、この文章だけでは少し足りないかなと私は思いました。以上です。

統括指導主事)

ありがとうございます。方針はあくまで基準に当たるものなので、なかなか詳細まで書くことが難しいですが、何らかの豊島区のいじめ総合対策というものをあわせて示していく必要があると思います。その中に、今委員がおっしゃった、いじめた側が復帰できる対策も学校側が取り組めるような状況をつくっていく必要があると思います。ありがとうございました。

三田教育長)

私が訪れた学校では、学級活動の時間にSCと担任と一緒に、そのクラスで起こった問題を取り上げて問題解決プログラムを組み立てていました。どうやったら仲直りできるのか、もし自分が気づかなかったときに周りの意見をどのように受けとめるかといった、そういう実践的なプログラムを、SCによる心理分析や、専門的な知恵も借りながら行なっていました。10分から15分間のショートプログラムでも、実際に行なうと全然違います。

ですから、SCの専門性を引き出すような活動を週に1回程度行なって、そのためにも

原則論をきちんとつくり、あとは各学校で応用してもらいたいと思います。なぜそれをするのかということ、なぜそれが大事かということを繰り返し言うていく必要があると思います。

それと、私は教育というのは、学び直しの世界、出会い直しの世界だと思います。3・11東日本大震災について遺族が読み上げた文章が載った新聞を読みながら、私は何度も涙を流してしまいました。一度負った心の傷というのは、一生忘れられないものになってしまいます。いじめも同様で、簡単に考えてはいけません。幼いころからの小さな積み重ねから始まるものですし、失敗したときにどうやって学び直しをするかということが大事だと思います。そういう精神を盛り込んでいかないとはいけません。

統括指導主事)

全くそのとおりだと思います。ありがとうございます。条例はあくまで国の法律に当てるもので、方針はそれを進めるための最低限なものという基準に当てるものです。委員会の所掌事項には入っていませんが、事務局として、このアクションプログラム、いじめ防止対策というものを具体的にわかりやすいものとして作成し示していくことが肝要だと改めて感じました。どうもありがとうございました。

渡邊委員長)

ほかにご意見等はございませんか。

教育長のお話と、統括のお話を聞いて思いましたけども、犯人を捕まえてどうのこうのということではなくて、やはり、教育というものを考えたときに、仮に加害者であっても、きちんと復帰できて、クラス内での友達関係が修復できるというように、いじめ問題というのを考えていくということが大事だと思います。これからの作業はいろいろ大変であると思いますが、今日出ました意見をできる限り取り入れていただいて、すばらしいものができることを期待しています。引き続きよろしくお願いします。

では、本件に関してはこれで終わらせていただきます。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) その他

(午後5時00分 閉会)